平成２７年（フ）第１２５８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目16番９号
破産者　武江　信隆
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３２５号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目４番６－108号
破産者　添谷登美歩
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８３号
新潟市西蒲区角田浜1466番地３
破産者　山本さゆり
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
滋賀県長浜市加納町113番地19
破産者　茂森　政司
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
和歌山市畑屋敷新道丁８番地　レイダント畑屋敷605号
破産者　エムケイシステムこと　上出　　優
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２９号
広島市中区東平塚町１番９－505号
破産者　大場三千夫
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５号
広島県福山市神辺町大字川南827番地３
破産者　石岡　聖悟
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２８号
徳島県美馬市脇町岩倉2944番地３　岩倉マンション107、前住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島2080番地１　株式会社セイワ運輸内
破産者　佐藤　淳二
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１５号
高知市百石町３丁目13―15　寿ハイツ301号
破産者　岩下　理絵
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
高知市百石町３丁目13―15　寿ハイツ301号
破産者　岩下　裕一
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９６号
北九州市八幡西区本城東３丁目４番49―306号
破産者　松村　敏充
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７６１９号
東京都渋谷区恵比寿２丁目28―10　ＳｈｕＢＬＤＧ2583
破産者　株式会社Ｐｒｉｍｅ　Ｍｏｔｏｒｓ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３７６号
埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目１－１－402、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区登戸3141－４　ドリームハウス登戸第５203
破産者　小関　昌一
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０９５号
東京都台東区三筋２丁目８番１号
破産者　ラインスクリーン株式会社
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３６２号
神奈川県横浜市金沢区大川７－５－407、開始決定時の住所神奈川県横浜市金沢区大川７－８－1003
破産者　水野　敏夫
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９０号
神奈川県横浜市金沢区大道１丁目43－８
破産者　藤崎　　豊
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０５号
東京都板橋区志村１丁目26―22
破産者　大野　憲司
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０１号
千葉県松戸市日暮５－190　ドリーム八柱１階、商業登記簿上の本店所在地千葉県松戸市大橋521番地の22
破産者　有限会社ウイン
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部